

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公 代

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の9課を置く。</p> <p>[略]</p> <p><u>情報管理課</u></p> <p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警察運営についての企画、<u>調査及びデジタル化施策の推進</u>に関すること。</p> <p>(3)～(17) [略]</p> <p><u>(情報管理課)</u></p> <p>第8条の2 <u>情報管理課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察行政に係る情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに<u>電子計算組織の運用</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>犯罪捜査及び行方不明者の照会</u>に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>電磁的記録の解析</u>に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(捜査支援分析課)</p> <p>第14条の3 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(交通指導課)</p> <p>第22条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 交通事故及び交通事件の捜査に関すること。</p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の9課を置く。</p> <p>[略]</p> <p><u>デジタル技術企画課</u></p> <p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警察運営についての企画及び<u>調査</u>に関すること。</p> <p>(3)～(17) [略]</p> <p><u>(デジタル技術企画課)</u></p> <p>第8条の2 <u>デジタル技術企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>警察運営についてのデジタル化施策の推進</u>に関すること。</p> <p>(2) 警察行政に係る情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。</p> <p>(3) <u>警察行政に係る情報システムの整備、運用及び管理</u>に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(捜査支援分析課)</p> <p>第14条の3 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>犯罪捜査及び行方不明者の照会</u>に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(交通指導課)</p> <p>第22条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 交通事故及び交通事件の捜査<u>並びに警察署の支援</u>に関</p>

(4) [略]

(課の内部組織)

第31条 本部の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
会計課	[略]
情報管理課	<u>照会センター</u>
生活安全企画課	[略]
[略]	
刑事企画課	[略]
捜査第一課	[略]
鑑識課	[略]
[略]	

2 [略]

別表 (第44条関係)

1 [略]

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
[略]		
盛岡西警察署	[略]	
	大釜駐在所	<u>滝沢市大釜八幡前</u>
	[略]	
岩手警察署	川口駐在所	[略]
	<u>一方井駐在所</u>	<u>岩手郡岩手町大字一方井</u>
	葛巻駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
岩泉警察署	[略]	
	小本駐在所	[略]
	<u>大川駐在所</u>	<u>下閉伊郡岩泉町大川</u>
	安家駐在所	[略]
	[略]	
[略]		

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

すること。

(4) [略]

(課の内部組織)

第31条 本部の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
会計課	[略]
生活安全企画課	[略]
[略]	
刑事企画課	[略]
<u>捜査支援分析課</u>	<u>照会センター</u>
捜査第一課	[略]
<u>組織犯罪対策課</u>	<u>匿名・流動型犯罪対策室</u>
鑑識課	[略]
[略]	

2 [略]

別表 (第44条関係)

1 [略]

2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
[略]		
盛岡西警察署	[略]	
	大釜駐在所	<u>滝沢市大釜大畑</u>
	[略]	
岩手警察署	川口駐在所	[略]
	葛巻駐在所	[略]
	[略]	
	[略]	
[略]		
岩泉警察署	[略]	
	小本駐在所	[略]
	安家駐在所	[略]
	[略]	
	[略]	
[略]		

3 [略]

この規則は、令和8年4月1日から施行する。